

UNFCCC COP6 のハイライト 2000 年11 月15 日、水曜日

代表団は 1 日中コンタクトグループにわかれて次の問題についての文章を議論した：土地利用、土地利用の変化、森林管理（LULUCF）、議定書 5 条（手法上の問題）、7 条（情報の連絡）、8 条（情報の検討）についてのガイドライン、技術開発と技術移転、悪影響、政策措置での「最良の実践行動」。遵守に関する共同作業グループは、夕方に会合し、交渉用の文章についての考察を続けた。さらに、交渉担当者は、クロードの「ごく非公式な」折衝や草案作成グループでの会議で、いくつかの問題を討議しており、これには、メカニズム、技術開発と技術移転、資金メカニズム、悪影響、途上国でのキャパシティビルディングが含まれていた。

コンタクトグループと非公式折衝

LULUCF：LULUCF コンタクトグループでは、Thorgeirsson 共同議長から、参加者に対し、グループの 11 月 16 日木曜日の会議では、議定書 6 条（JI）と 12 条（CDM）に吸収源を含めるかどうかについてメカニズムコンタクトグループへの技術的な助言をすることに焦点を当てたいとの連絡が行われた。参加者は、共同議長文書中の 3.3 条（新規植林、再植林、森林後退）における、定義、有資格性、アカウンティングについての部分の討議を行った。

「森林」の定義について、ツバルは、生物群系(biome)方式を支持し、COP7 でもっと詳しく検討するべきであると述べた。EU、環境賢者グループ、ノルウェー、チリは、これに同意したが、アプローチは十分練られてはならず、とりあえずは、共同議長文書の定義で十分であろうと述べた。かれらは、IPCC からの生物群系方式についてのガイダンスが求められると述べた。EU は、全ての定義において、一貫性とバランスをとる必要があることを強調したが、中国は、議定書 3.4 条（追加的な活動）に関しての定義で合意するのは時期尚早であると述べた。

EU は、「新規植林」と「再植林」の定義に自然の森林再生促進を含めることへの支持を表明し、ニュージーランドはこれに同意したが、中国、マレーシア、ブータンはこれに反対した。ブラジルとペルーは、IPCC の特別報告書によると自然の森林再生が管理アプローチの一つであり、必ずしも人為的でないと述べた。

「再植生」について、EU、ノルウェー、ペルーは、これに対応する「植生後退」の定義が必要であることを指摘した。森林管理活動について、カナダ、ニュージーランド、米国は、単純で明確な定義をと呼びかけた。

EU は、3.3 条と 3.4 条の下での定義に議論を集中するべきであると述べ、吸収源が 6 条や 12 条のメカニズムで認められる場合、これらの定義が、6 条や 12 条に適用されるとは限らないことを指摘した。ツバルは、このコンタクトグループの中で割当量（assigned amount, AA）を定義することに反対し、マレーシアはこの意見を支持した。

環境賢者グループ、ペルー、マレーシア、中国は、各附属書 I 諸国ではなく、COP が第一約束期間での「森林」の定義適用基準を選択することを支持し、カナダとニュージーランドはこれに反対した。

有資格性の問題について、ツバルとペルーは、1990 年以後の 3.3 条規定活動は、資格があるべきでないと述べた。その後代表団は、2 種類の有資格性必要条件のオプションについて討議した。つまり国際的な合意のリストか、それとも副次的な環境効果のリストを組み入れるべきかである。ニュージーランドは、カナダやオーストラリアとともに、活動の実施と他の国際的な条約との関係についての文章を序文に入れるよう提案した。ツバルは、自然林を転換する活動を、3.4 条での資格がないものとする新しい原則を提案した。

第一約束期間中の追加活動について、EU、ツバル、中国、ノルウェー、マレーシアは、これら追加活動を求めるべきでないと発言し、日本はこれに反対した。第二約束期間とそれに続く約束期間中の追加活動について、EU、ノルウェー、ツバル、マレーシアは、COP が第二約束期間の前にリストを作るべき

だと述べ、日本はこれに反対した。オーストラリアは、第一約束期間とそれに続く約束期間の間で定義上、そしてアカウンティング上の一貫性を確保するという文章を入れることを提案した。環境賢者グループは、活動のリストアップを必要としない全炭素アカウンティングシステムを支持したが、コロンビアは、活動ベースのアプローチに懸念を表明し、対称的(symmetrical)なアプローチを提案した。

3.3 条特定のアカウンティングに関する文書の部分について、EU、米国、ペルー、ツバルは、新規植林や再植林へのクレジットと、森林後退のデビットを、対称(symmetry)とするよう呼びかけた。

議定書 5 条、7 条、8 条：10 条（既存の約束）と 11 条（資金メカニズム）での報告について、G-77/中国は、附属書 I 諸国が、技術移転や「新規のそして追加的な」資金源の提供に関連する約束の実施についても報告書を作成することが求められるべきであると発言し、米国と EU は、これに反対した。

議定書 3.3 条と 3.4 条に關係する割当量(AA)の発行とキャンセルについて、G-77/中国は、7 条のガイドラインの下での AA に対する「加算」と「減算」に関連づけることを提案し、EU と米国はこれを支持した。また同グループは、この問題についての LULUCF グループでの合意にもよるが、3.4 条に関連付けることはカッコ書きとするべきだと付け加え、ニュージーランドはこれに反対したが、インドは賛成した。Paciornik（ブラジル共同議長は、この問題について、LULUCF コンタクトグループの共同議長と協議すると述べた。8 条規定のガイドラインについて、G-77/中国は、AA についての情報を検討するとして第 3 部を削るよう提案した。インドは、AA が定まった量であり、このため再検討はできないが、加算と減算に関する情報は検討されると説明した。ブラジルは、G-77/中国を代表して、新しい第 3 部 その 2 の文書を紹介し、そこでは、「当初の AA」という用語を、「附属書 I に含まれる締約国が、第 3 条に規定する排出制限・削減の量的な約束を遵守するのに貢献する量」に置き換えている。

専門家検討チーム(ERTs)について、G-77/中国は、専門家名簿から地域バランスを反映させるように選び出すことを提案した。同代表は、このチームが、公平性を確保するため、政府ではなく事務局のサポートを受けるべきであると述べた。

守秘義務について、EU は新しい文章を提案し、そこでは、ERTs が締約国の指し示す情報が機密のものであるということを保証し、もし締約国が IPCC ガイドライン改訂版と合致しているかどうかの評価に必要な情報を提供しなかった場合、ERT は、その推測値がこのガイドラインにのっとって作成されたものではないと仮定するとしている。この提案に対するコメントとして、サモアは、締約国の国内法での機密保護のベースを提供することが求められるとし、ERT チームが結成されるまでに、ERT メンバーの利害の対立の可能性を考えておくことを提案した。

7 条における補足的な情報の報告に関して、EU は、「国内プログラム」の部分について文書を提案した。この文書では、国内の政策措置だけでなく、国際的な排出権取引での法人の参加を監視する国内体制についても報告書の作成を求めている。サモアはこの文書を支持したが、米国、オーストラリア、日本、ニュージーランドはこれに反対した。

「実施の問題」について、米国、G-77/中国、ブラジル、インドは、実施の概念を 5.1 条（国内システム）と 7.2 条（補足情報）でのガイドラインにおける強制的な必要条件に限定するという日本の提案に反対した。Paciornik 共同議長は、改訂文書を作成し、他のグループとも相談すると述べた。

技術発展と技術移転：代表団は、11 月 14 日火曜日に会合した 2 つの草案作成グループから、UNFCCC4.5 条（技術開発と技術移転）の実施強化枠組に関する共同議長文書改訂版についての作業に関して簡単な報告を聞いた。EU は、最初の 3 つのテーマ 技術的なニーズの評価、技術情報、可能にする環境 についての作業では、グループの間に大きな意見の違いは残っていないことを報告した。第二の草案作成グループを代表して、中国は、キャパシティビルディングの部分だけが議論されたと述べた。同代表は、枠組みに CDM と JI を入れるかどうかについて、まだ違いが残っていると発言した。また、枠組みの中での行動を表現する際、「を奨める」とするか、「することとする」とするか用語の使い方で議論があり、意見の食い違いがあると指摘した。

その後代表団は、最初の草案検討グループが提出した改訂文書を取り上げた。技術上のニーズとニーズの評価を定義した文節について、代表団は、「附属書 II に含まれていない国、特に途上国締約国」という表現を、経済移行国(EITs)を含めるという提案を扱う方法として、残すかどうかについて討議した。G-77/

中国とブラジルは、UNFCCC の用語との一貫性を求め、「他の国々、特に途上国」という表現を挿入する方を望んだ。G-77/中国は、この文節が、途上国の責任に触れているだけであり、ニーズの評価が技術移転についての約束達成にどれだけ貢献するかを言っているのではないと述べた。この問題の討議は、さらなる折衝の後まで延期された。

技術上のニーズとニーズの評価について、フィリピンは、この 2 つが 4,5 条の実施にどう貢献するのか明確にするよう求めた。同代表は、技術のニーズ評価が、「附属書 II 諸国での技術開発、技術移転促進の努力を惹きつけ、集中させる」ことが可能になると表記するとして米国の提案に反対した。韓国は、ニーズの評価は、附属書 II 諸国の「努力をやりやすくする」ために使うべきであると述べ、G-77/中国は、ニーズの評価が、「ESTs の移転やそれへのアクセスを容易にする」べきであると記す方を望んだ。

ニーズ評価をサポートする資金源について、フィリピンは、「利用可能な資源により」という文節を除くことを提案し、資金源の提供が、UNFCCC4.3 条（新規で追加的な資金源）に規定されている約束であることを指摘した。カナダは、4.5 条は、資金源に限ったことではなく、「資源」というより一般的な表現を望んだ。

韓国はペルーとともに、ニーズ評価が強調されすぎており、技術移転の実施への注目が失われていると述べた。同代表は、公共部門が民間部門を網羅するような全ての情報を提供するのは、不可能でないにしても難しいと述べた。同代表は、既存の活動や情報をもとに作り上げる必要があることを強調した。ナイジェリアは、途上国への責任の転嫁に警告した上で、ニーズの評価でだれが責任を持つかについて触れる必要があることを強調した。

技術上のニーズとニーズの評価の実施について触れた文節に関して、EU は、この問題を SBSTA がいつ考慮するか タイミングと、特定の記述を設定するべきかどうかで意見の違いが残っていることを指摘した。情報の機密性が必要と思われることに触れて、フィリピンは、そのような情報を国別報告書を通じて利用可能にすることへの反対を唱えた。米国は国別報告書の利用を支持した。コンタクトグループは、2 つの小さな原稿作成グループでの作業を続けるため、会議を閉会した。

悪影響：代表団は、決定書草案の文章について討議を続け、「適応実証プロジェクト」のカッコ書きをのこし、特定の適応活動の即時実施もカッコ書きを残すこととした。災害への予防と管理に関する文節について、カナダは、災害の予防は不可能であり、これを反映する用語とするべきであると述べ、米国とオーストラリアもこれを支持した。G-77/中国は、災害とは、気象現象が人間に与える影響に依存するのであって、予防することが可能であると発言し、マーシャル諸島とサウジアラビアもこれを支持した。同代表は、「予防」という用語を保持することに支持を表明した。提案されている災害基金に関する議論は、他での結果や資金上の議論を待って、延期されることとなった。議論された文節ではいくつかのカッコ書きが残っており、これはこの文節で示された活動に向けての資金源を明らかにするような土台の表現をどうするかについての決定を待つこととなる。夕方遅くに、議長団の友人たちによる小さなグループが、クローズされたセッションを行い、文章の議論を続けた。このグループは、木曜日にも会合し、各種未決定の事項について討議を再開するが、コンタクトグループ全体の会合は、金曜日に再開される。

政策措置 (P&Ms)：代表団は、附属書 I 諸国での P&Ms における「最善の実践行動」と「良い実践行動」についての決定書草案の要素について討議を再開した。SBSTA 議長の指針にしたがい、また関連する国際組織、政府間組織との協調を図った上で、事務局が、ワークショップやその他のイベントを企画して、P&Ms の将来作業をサポートするよう求めるとの決定について、EU は、特定の国際組織の名前を上げることはやめるよう提案し、米国、カナダ、日本もこれを支持した。G-77/中国とサウジアラビアは、特定の組織名、特に OPEC の名前を残すよう求めた。国際組織の名称はカッコ書きとすることになった。代表団は、事務局が、SBSTA の議長ではなく、SBSTA 自体の指針の下で運営されることで合意した。

国際組織を招いて P&Ms に関する活動の現況報告をしてもらうとの決定に関し、米国は、事務局に将来の作業へのサポートを要請するとの決定の中に組み入れるべきであると提案し、EU とオーストラリアもこれを支持した。G-77/中国とサウジアラビア、ブラジルは、これを別な決定事項のままとするよう主張し、これには追加的な提案が含まれていることを指摘した。締約国はこの問題について合意にいたらなかった。

米国とオーストラリアは、附属書 I 諸国で実施され計画された P&Ms についての情報のとりまとめを事務局へ要請するとの文章を削るよう提案し、事務局にとってかなりの資源が必要となることを意味すると指

摘した。両代表は、これが残されるのなら、条約に関するものに限定するべきだと述べた。G-77/中国、サウジアラビア、サモア、ブラジルは、この要請を残すよう提案し、議定書との特定した関連付けを求めた。オーストラリアと米国は、事務局がまとめるべき情報は、国別報告書で提供される情報だけをベースにするべきであると述べたが、G-77/中国、サウジアラビア、サモアはこれに反対した。

議論ののち、この決定について、2つの別なオプションが作られた。第一のオプションは、事務局が、条約とその議定書の下で附属書 I 諸国により実施され計画された P&Ms について情報をまとめることを要請するというもので、第二のオプションは、事務局が、附属書 I 諸国による国別報告書で、またワークショップや他のイベントでの報告書で報告された P&Ms についての情報をまとめるよう要請するというものである。

メカニズム：広範囲な締約国から 30 名以上の代表が、第 2 回のクローズされた「まったく非公式な」セッションで、水曜日夕方遅くまで会合した。時には小グループに分かれての討議は、CDM に関する文章部分に焦点が集まった。一部の問題では「着実な前進」がみられたと理解されている。代表団は、木曜日の正午にコンタクトグループのオープンセッションで会合する。

資金メカニズム：代表団は、「まったく非公式な」折衝で会合し、資金メカニズムの運用組織に関する追加ガイダンスという改訂版共同議長文書の個所について協議した。議論の中心は、国別の第二段階適用活動へ GEF 資金を提供すること、特にそのような活動が国別報告書にどれだけ基づいたものとするかについての文章であった。折衝は、木曜日も続けられることとなった。

キャパシティビルディング：クローズされた「全く非公式な」会合で、途上国でのキャパシティビルディングを話し合うものが、水曜日の夜に開かれ、キャパシティビルディングの枠組みを紹介する附属書と決定書草案を含めた共同議長のパーパーについて討議された。

遵守についての共同作業部会

代表団は、遵守の手続きやメカニズムの採用に関して 3 つのオプションを示した共同議長の提案原稿についてコメントをした。G-77/中国は、このグループのいくつかのメンバーから支持を受けて、どれを採用するかは、手続きやメカニズムの中身に依ることから、どれか一つのオプションに決定するのは時期尚早であると述べた。しかし、同代表は、法的に拘束力のある結末をつくる必要があるのは明らかであり、このため、改訂に関連する議定書 18 条を考えに入れる必要があると付け加えた。日本、オーストラリア、ロシア連邦は、この決定の採択を支持したが、米国とカナダは反対した。スイスとニュージーランドは、採択は、合意を議定書の中に組み入れるとの COP6 の決定を通して行われるべきであると述べ、EU は、同意を COP7 で採択するとのオプションを望んだ。

強制機関 (enforcement branch) での結末について、ニュージーランドは、3.3 条と 3.4 条のもとでの割当量発行に関する新しい文章を提案したが、ブラジルとインドはこれに反対した。実施機関 (facilitative branch) での結末について、G-77/中国は、附属書 I 諸国と非附属書 I 諸国との区別をしない EU 案を拒否した。アピールについて、代表団は、COP/MOP へのアピールの可能性を与えている共同議長案に関する暫定的なコメントを行った。G-77/中国は、必要とされるプロセスについての問題とか 3.1 条の問題といったように狭い範囲のものを望んだ。いくつかの代表団は、この提案を考えるのにもう少し時間が必要であると述べた。

廊下にて：

CDM における原子力エネルギーの問題が水曜日に再浮上し、いくつかの締約国の間で立場の変化の可能性が出てきていることを感じたオブザーバーも多かった。廊下での話しでは、一部の途上国が原子力エネルギーを含めることにより好意的な見方をとっているようだとしているが、何人かのコメンテーターは、主要な附属書 I 国一国の最近のコメントから、これまでの原子力賛成の姿勢が実際にやわらいでいる可能性があることを指摘している。

(和訳作成：GISPRI / IGES)